

第2号様式 (1) -②

(単体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第2号

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成30年5月29日

那覇港管理組合管理者 翁長 雄志



1 入札に付する事項

(1) 工事名	那覇港（新港ふ頭）冷凍冷蔵コンテナ用電源施設改修工事（その2）
(2) 工事場所	那覇港新港ふ頭地区
(3) 工事種	電気工事
(4) 工事内容	受変電設備改修・冷凍冷蔵コンテナ用電源改修
(5) 工期	契約締結日の翌日から150日間
(6) 設計金額	22,248,000円 (税込)
(7) 資格審査方法	事後審査型 ※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。
(8) 最低制限価格	本入札案件は、最低制限価格が設定されているため、最低制限価格未満の入札者は落札者となることができない。 ※「建設工事の競争入札に係る最低制限価格の算定に関する見直しについて」 ( <a href="http://www.nahaport.jp/nyuusatsu-keiyaku/280414-saiteiseigen.pdf">http://www.nahaport.jp/nyuusatsu-keiyaku/280414-saiteiseigen.pdf</a> )参照
(9) リサイクル法	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
(10) 入札時積算数量書活用方式	本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。

2 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 業種	電気工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第7条第1項による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。	
(2) 等級	A等級		
(3) 建設工事入札参加資格名簿登録年度	平成30・31年度		
(4) 許可区分	建設業		
(5)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	資格確認申請書の提出期限日から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の中立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。		
(9)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		
(10)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。		
	ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合		
	イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (a) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合资会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合		
	ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。		
(1) 業種	電気工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第7条第1項による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。	
(2) 等級	A等級		
(3) 建設工事入札参加資格名簿登録年度	平成30・31年度		
(4) 許可区分	建設業		
(5)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	資格確認申請書の提出期限日から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の中立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。		
(9)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		
(10)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。		
	ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (b) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合		
	イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (a) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合资会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合		
	ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。		

(11)	沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所が存在すること。		
	有限会社 アカナ設備設計  原則として上記に表示する当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次のアからウに該当する者である。  ア 資本関係 次のいづれかに該当する二者の場合。 (a)子会社等と親会社等の関係にある場合 (b)親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合  イ 人的関係 次のいづれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (a)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (c)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合  ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。		
(12) 本工事に係る設計業務等の受託者			
	対象期間	自 平成20年4月1日 至 平成30年6月7日	左記の期間内に下記の対象工事を元請として施工し、完成・引渡が完了した施工実績を有すること。
(13) 施工実績	対象工事	受変電設備工事を含む電気工事一式(受変電設備の改修工事を含む)	
	備考	特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。	
	資格区分	1級電気工事施工管理技士 又はこれと同等以上の資格	左記に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できること。
(14) 配置予定技術者	備考	ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。 a 技術士(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。))の資格を有する者。 b これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。 イ 配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札開始日以前に3か月以上の雇用)があること。	

### 3 設計図書等の配布、質問及び回答

設計図書等の配布	期間	自 平成30年5月29日(火) ~ 至 平成30年6月7日(木)
	配布方法	下記配布場所にて配布する。 ※上記期間中に設計図書等の受領がなければ入札に参加することができない。
	配布場所及び問い合わせ先	那覇市通町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578
	(1)入札・契約手続きに關すること	那覇市通町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578 FAX番号 098-868-2629
	(2)上記(1)以外に關すること	那覇市通町2番1号 2階 那覇港管理組合 企画建設部 建設課 電話番号 098-868-0336
質問・回答期間及び方法	提出期間	自 平成30年5月29日(火) ~ 至 平成30年6月1日(金) 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
	提出場所	上記(1)に同じ。※質問は財務係へ提出すること。
	提出方法	持参またはFAX
	回答方法	上記(1)において以下の期間、閲覧に供する。
	回答期間	回答日から 平成30年6月12日(火) まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

4 資格確認申請書等の提出

資 格 確 認 申 請 書	入札参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参又は郵送すること。 なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本入札に参加することができない。	
	提 出 書 類	一般競争入札参加資格確認申請書 ※返信用封筒（入札結果通知用（242円切手（特定記録郵便分）貼付））を添付すること。
	提 出 期 間	自 平成30年5月29日（火）～至 平成30年6月7日（木） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
	提 出 場 所	那覇市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578
	提 出 方 法	持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）
	提 出 部 数	1部

5 入札手続き等

入 札 期 日 等	入 札 方 法	本工事は、紙入札により実施する。 入札書等は、あらかじめ指定する日に配達されるように（「配達日指定郵便」にて）「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること。持参や普通郵便で提出された場合、無効とする。
	提 出 書 類	①入札書 ②工事費内訳書
	配 達 指 定 日 (入札日)	平成30年6月12日（火）
	宛 先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578
	入 札 書 に 記 載 す る 金 額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
	入 札 に 関 す る 注 意 事 項	ア 入札書のくじの数字（任意の数字3桁）は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。 イ 配達指定日以外の日に届いた入札書及び工事費内訳書は、受理しない。 ウ 入札書の日付は、開札日を記入すること。
入 札 の 無 効	工 事 費 内 訳 書 の 提 出	ア 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を提出すること。 イ 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目（大項目でよい）に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載すること。 ウ 工事費内訳書には、代表者印を押印すること。 エ 管理者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
入 札 の 辞 退 等	資格確認申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届を郵送又は持参すること。 また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず報告がなく、本工事で落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。	

そ の 他	<p>ア 落札候補者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を譲退したものとみなし、再度入札への参加を認めない。</p> <p>イ 代理人が再度入札する場合は、再度入札を行う際に委任状を提出すること。</p> <p>ウ 委任状には、工事名、工事場所を記入すること。</p> <p>エ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。</p> <p>オ 再度入札は、1回のみとする。</p>
-------	--

## 6 開札

開 札 日 時	平成30年6月13日 (水) 10:30
開 札 場 所	那覇港管理組合 3階議場 ※入札者は開札に立ち会うことができる（再入札に参加する場合は開札時点から立ち会うこと）。

## 7 資格確認資料の提出と競争参加資格の審査

落札候補者の選定及び事後審査の実施	<p>開札後、落札者の決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行う。落札候補者は、申請時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を持参するものとする。期限までに資格確認資料を提出しない場合、競争参加資格がないものとする。</p> <p>なお、落札候補者は上位から順に3者（上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りではない。）を決定し資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。</p>	
	通 知 日	平成30年6月13日 (水) 17:00 まで(予定)に対象業者宛通知する。
	提 出 期 限	平成30年6月15日 (金) 15:00 まで
	提 出 書 類	①配置予定技術者の資格等（1号様式） ②同種工事の施工実績（2号様式） ③資格確認申請書（第3号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類
	提 出 部 数	1部
	提 出 方 法	原則、持参。
	提 出 先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578
	<p>競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに書面により通知する。</p> <p>平成30年6月20日 (水) (予定)</p> <p>なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。</p>	
競争参加資格の確認	<p>事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。</p>	
競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	<p>競争参加資格がないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。</p> <p>管理者は説明を求められたときは、苦情を申し立て期限の翌日から起算して5日以内（休日を除く）に説明を求めた者に対し、書面により回答する。</p>	
	提 出 期 限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く）とする。
	提 出 先	那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係
	提 出 方 法	書面（様式自由）を持参すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
本入札に係る扱い	<p>ア 資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された資格確認申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 提出期限内に限り、資格確認申請書等の修正、差し替え、追加、再提出を認める。</p> <p>オ 提出期限を過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。</p> <p>カ 資格確認申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>	

## 8 入札保証金及び契約保証金

<p>入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。  イ 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。</p> <p>(1)期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者  (2)入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合  (3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合  また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p> <p>※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。</p>	
入札保証金関係	提出期限 平成30年6月5日（火）15:00まで
	提出先 〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務係 電話番号 098-868-2578
入札保証金（現金納付）	提出方法 入札保証金納付書発行依頼書を持参すること。 ※事前に電話連絡すること。 ※発行された納入通知書により金融機関で納付後、上記期限までに領収書を持参すること。
入札保証保険証券・入札保証書・地方公共団体等契約状況確認資料	提出方法 持参又は郵送（配達が確認できる方法にて送付すること） 保険期間 保証期間 入札日から2か月とする。
有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当課まで連絡すること。
契約保証金	契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 9 その他の事項

配置予定技術者の確認	落札決定後、コリンズ等で配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。 なお、病気・死亡・退職等やむを得ないとして承認された場合を除き、資格確認申請書等の差替えは認めない。 病気等の特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
支払条件	前金払 契約金額の40%以内 部分払 適用あり 那覇港管理組合契約規則第41条の規定回数の範囲内
契約締結時期	本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示したときはこの限りではない。
請負代金等の変更	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負費率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。